

災害時における復電の 優先順位の検討について

平成26年5月14日
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 災害時における現行の優先復旧の考え方

○災害時の電力設備の復旧については、災害の程度、各設備の重要度、復旧の難易度及び他系統の状況等を勘案して、災害の拡大防止及び復旧効果の大きいものから着手すべきであるが、その際、警察、消防等復旧対策の中心となる官公庁施設、病院等人命に関わる施設、災害情報の提供等民心の安定に寄与する報道機関、多数の避難者が生活する広域避難所等については、**優先的に復旧を実施することが重要**。(平成7年11月「電気設備防災検討会」報告書)



東京電力の事例「防災業務計画」(抜粋)(平成18年7月修正)

第4章 災害復旧に関する事項 第2節 復旧順位

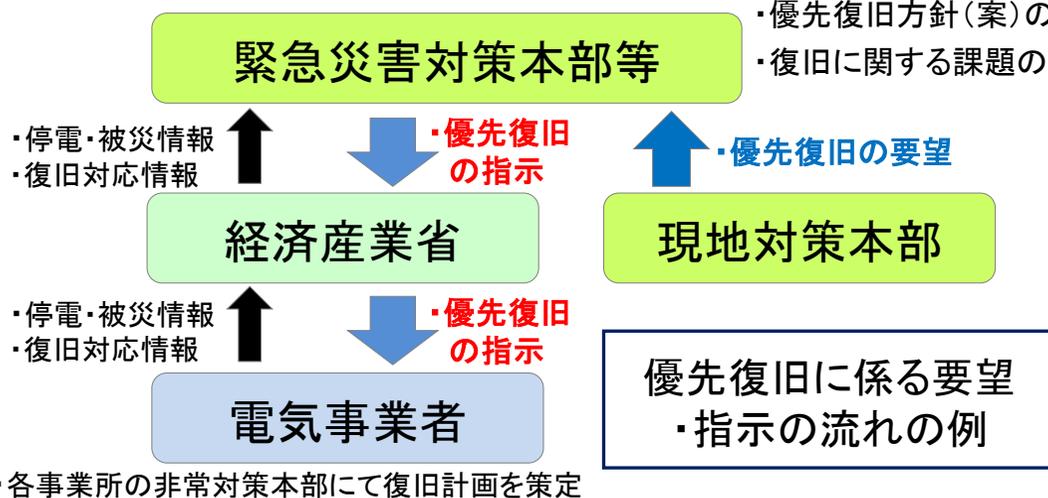
復旧計画の策定および実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線

2. 東日本大震災を踏まえた大規模広域災害に対する即応力の強化

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模広域災害に対する即応力の強化を図るため、国は、災害対策基本法を改正(平成25年6月施行)するとともに、防災基本計画を修正(平成26年1月)。
- 具体的には、電力含むライフライン施設に関する国(緊急災害対策本部等^(*))の関与を強化(ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示を明確化等)((参考)参照)

・優先復旧方針(案)の作成、
・復旧に関する課題の調整等



緊急災害対策本部における対応

○災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第28条の2
著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

本部長	内閣総理大臣
副本部長	防災担当大臣及び内閣官房長官
本部員	全ての国務大臣及び内閣危機管理監
所掌事務・権限	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策の総合調整 ・緊急措置に関する計画の実施 ・指定公共機関等に対する必要な指示 ・指定行政機関に対する必要な指示

(*: 非常災害対策本部含む。)

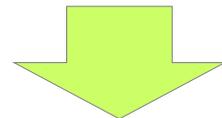
中央防災会議「大規模地震防災・減災対策大綱」(平成26年3月)

① (11) ライフライン及びインフラの復旧対策

- ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者及び港湾管理者等は、政治、行政、経済の中枢機関や人命に直接関わる重要施設に関するライフライン及びインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させるとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についてあらかじめ検討しておく。
その際、各ライフライン及びインフラ間の「相互依存性」も考慮する。

3. 災害時の復電の優先順位の基本的な考え方について(案)

- 大規模広域災害時に広範囲に停電が発生した場合には、電力設備の被災状況、復旧の難易度等の制約から、電気の必要な需要施設すべてに即時に供給を行えないことが想定されるため、本年3月に取りまとめられた前記大綱にあるとおり、優先度に従った需要施設の復旧に併せて、復電(電力供給)を行うことが必要である。
- また、大規模広域災害時には、被災自治体や国(現地対策本部)等からの電力供給の優先的な復旧に係る様々な要望が想定される。



今後の対応

- このことから、緊急災害対策本部等から経済産業省に対する電力供給に関する優先復旧指示が円滑に行えるように、国、地方公共団体、電気事業者等の関係者は、災害時に優先順位を判断する基準に関する合意形成を図っておくべきと考えられる。このため、前記大綱を踏まえ政府内関係部署等において、国、自治体、関係事業者間の検討を速やかに開始することが必要ではないか。
- 加えて、災害時の復電の優先順位の最適化について、災害応急・復旧対策が的確かつ迅速に実施できるよう、調査研究を進めていくことが重要ではないか。
- さらに、復旧の優先順位の高い施設については、重要度等に応じて、非常用発電設備の導入が重要であると考えられる。このため、上記の政府内関係部署等における検討においてこの点についても取り上げ、関係施設に対し懇諭を行うようにすべきではないか。

第2編 第2章 第3節 ライフライン施設に関する非常本部等の関与

○非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省〕を經由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

(新設) ○緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、ライフライン施設に関する応急対策活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について必要な指示をするものとする。

(新設) ○内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、ライフライン施設に関する応急対策活動の実施について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。